

高槻市総合雨水対策アクションプラン

平成 27 年度～令和 16 年度

中間見直し

令和3年6月



中間見直しにあたって

本市では、平成 24（2012）年 8 月 14 日にこれまで経験したことのない集中豪雨が発生し、床上・床下合わせて約 9 0 0 件という甚大な浸水被害を受けたことから、平成 27（2015）年に「高槻市総合雨水対策アクションプラン」を策定しました。

その後、当該アクションプランに基づき、ハード対策としては、安満遺跡公園や高槻城公園の雨水貯留施設をはじめ、小学校の校庭を活用した雨水流出抑制施設など、さまざまな施設整備を実施しました。また、ソフト対策としては、「水害・土砂災害ハザードマップ」の全戸配布や出前講座等による啓発活動、さらには地域における防災体制づくりの支援を行うなど防災力向上にも取り組んできました。

今般、アクションプラン策定から 5 年が経過したことから、「第 2 章 具体的な取組」を中心に見直しを行ったものです。

近年、令和元年東日本台風（台風第 19 号）や令和 2 年 7 月豪雨など、気候変動に伴う水災害が激甚化、頻発化しており、国においては、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して、流域全体で取り組む「流域治水」による治水対策が令和 2 年度に発表されたところです。

この「流域治水」は、本市総合雨水対策アクションプランの考え方に合致するものであり、引き続き浸水被害軽減対策の取り組みを推進します。

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 総合雨水対策アクションプランの基本的な考え方 | 1 |
| 1 総合雨水対策基本方針との関係 | 1 |
| 2 総合雨水対策の目標 | 2 |
| 2-1 総合雨水対策の目標 | 2 |
| 2-2 アクションプランの計画期間 | 4 |
| 2-3 重点地区 | 4 |
| 2-4 雨水貯留施設・雨水流出抑制施設の整備 | 6 |
| 3 構成 | 9 |
| 第2章 具体的な取組 | 10 |
| 1 雨水排水施設の整備 | 10 |
| 1-1 計画降雨に基づく雨水排水施設の整備 | 10 |
| 1-2 計画降雨を超える豪雨時の浸水軽減 | 12 |
| 2 雨水流出抑制・保水機能の保全 | 13 |
| 2-1 開発時における雨水流出抑制 | 13 |
| 2-2 農地・森林の保全 | 14 |
| 2-3 雨水利用の促進 | 14 |
| 3 水害に対する備え | 15 |
| 3-1 浸水に強い家づくり | 16 |
| 3-2 情報提供の充実 | 17 |
| 3-3 地域の防災力の向上 | 17 |
| 第3章 進捗管理 | 19 |
| 1 実施主体 | 19 |
| 2 進捗管理 | 19 |
| 用語解説 | 20 |

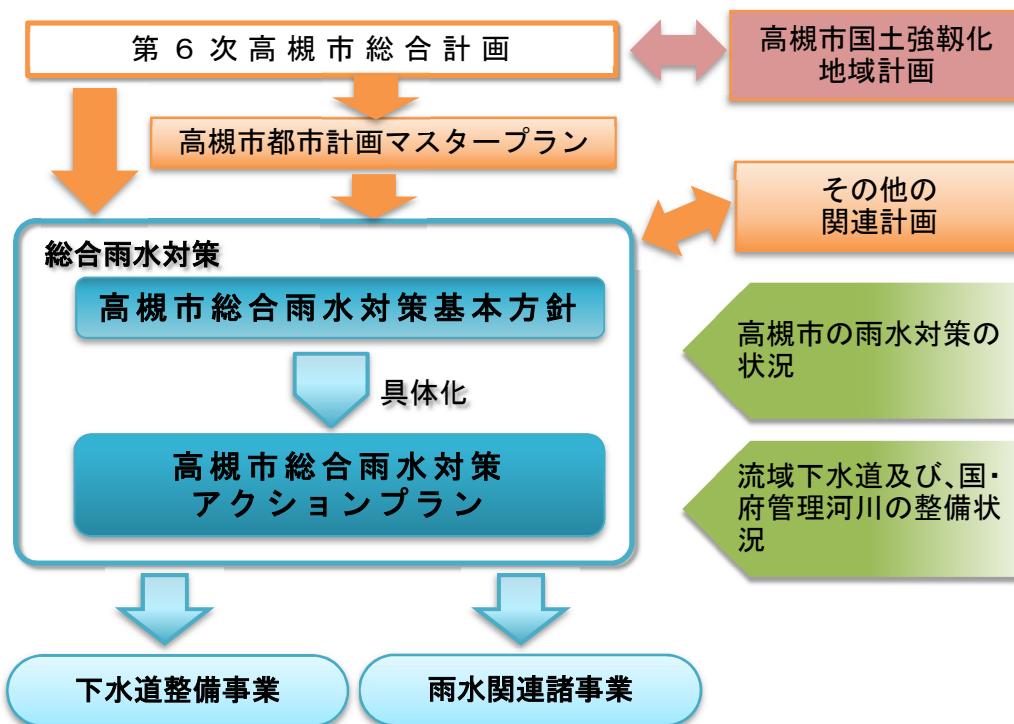
第1章 総合雨水対策アクションプランの基本的な考え方

1 総合雨水対策基本方針との関係

「高槻市総合雨水対策アクションプラン」（以下、アクションプランという。）は、平成25年2月に策定した「高槻市総合雨水対策基本方針」（以下、基本方針という。）に基づき、内水氾濫^①を主眼とし総合的な雨水対策を着実に推進するため、平成27年度から令和16年度までの20年間で行うべき取組や事業内容等を示す行動計画です。

アクションプランは、基本方針で定めた総合雨水対策の理念と視点に沿って取組を推進していきます。

▼高槻市総合雨水対策と関連計画



▼高槻市総合雨水対策の理念と視点

理念

市民・事業者・行政が良好なパートナーシップのもと、自助・共助・公助の視点をもって、総合雨水対策を推進します

視点

- ◆ 浸水被害から人命の安全を図ることを最優先とします
- ◆ 浸水リスクの高さや被害の大きさ等を総合的に判断して選択と集中を行い、効果的かつ効率的に対策を実施します
- ◆ ハードとソフトを組み合わせ、浸水防止対策だけでなく、浸水被害軽減対策の強化や地域防災力の向上を図ります

2 総合雨水対策の目標

2-1 総合雨水対策の目標

目標

- ◆ 浸水被害から人命の安全を確保します
- ◆ できるかぎり都市機能の確保や個人財産の保護を図り、浸水被害の最小化を目指します

総合雨水対策は、ハード対策②に加え、ソフト対策③と自助・共助④を組み合わせた総合的な対策により浸水被害の最小化を図り、人命の安全を最優先に、都市機能の確保、個人財産の保護ができるだけ図られる状態を目指します。

また、その進捗を確かなものとするため、これまでの最大降雨である時間 110 ミリの降雨を基準に、目標実現のために必要な雨水貯留施設⑤の整備基準を定めました。

▼雨水貯留施設整備基準

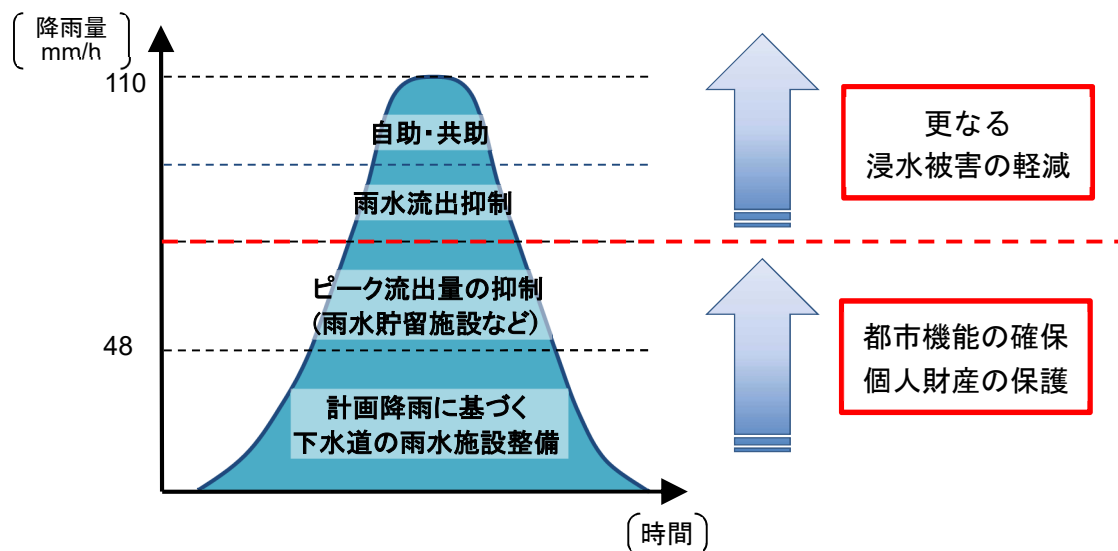
| | 内容 | 雨水貯留施設整備基準 (既往最大降雨時の 目標浸水深) |
|---------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 人 命 の 安 全 | 地下街等への浸水が防止できる | — ※1 |
| 都 市 機 能 の 確 保 | 緊急交通路⑥や市役所等防災関連主要施設の機能が確保される | 20cm 未満※2 |
| 個 人 財 産 の 保 護 | 一般市街地の家屋の床上浸水が防止できる | 45cm 未満※3 |

※1 現在、市内に「地下街（単独の建物の地下フロアは含まない）」はありません。そのため、「都市機能の確保」、「個人財産の保護」に関する雨水貯留施設整備基準に対応することで、「人命の安全」は確保できると考えています。

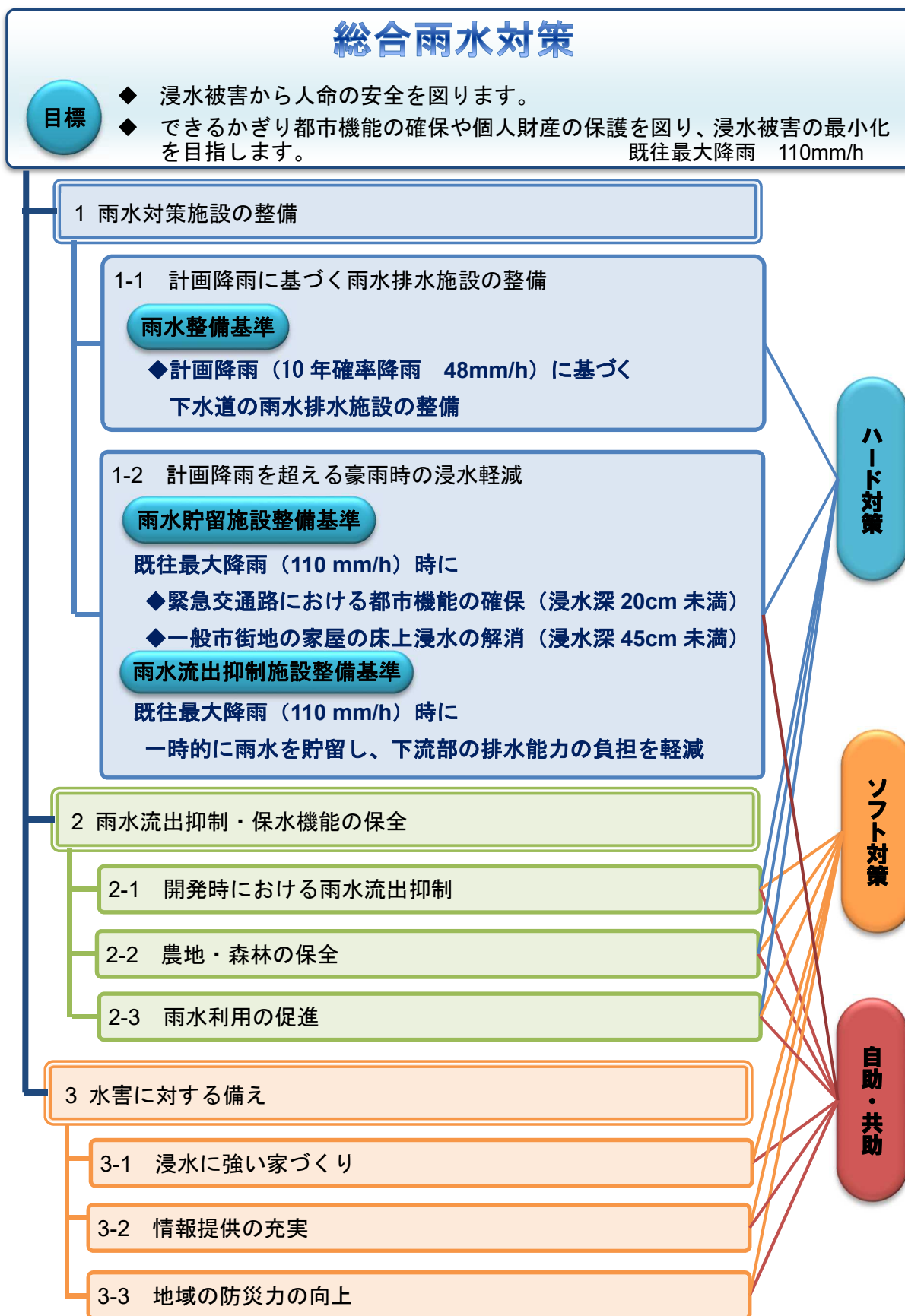
※2 乗物の移動限界となる浸水深。

※3 建築基準法における居室の床の高さの基準。

▼総合雨水対策の考え方



▼総合雨水対策の目標と構成



2-2 アクションプランの計画期間

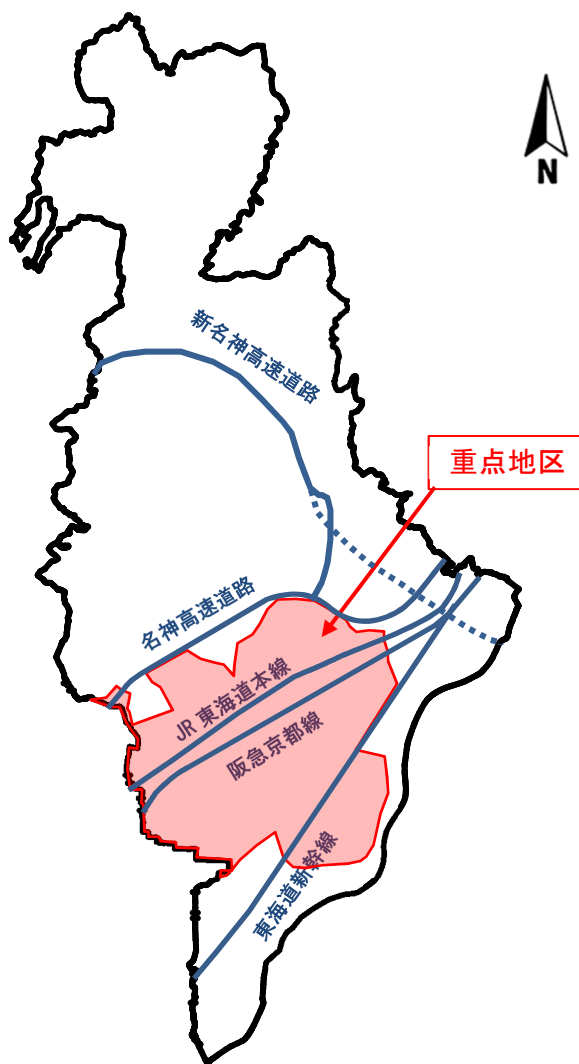
アクションプランは、平成 27 年度から令和 16 年度までの 20 年間の計画期間とします。また、アクションプランの進捗管理を行う中で、進捗状況や、社会状況の変化を踏まえ、第 2 章の具体的な取組や事業については概ね 5 年毎に見直しを行う予定です。

2-3 重点地区

基本方針の視点の一つに、「浸水リスク^②の高さや被害の大きさ等を総合的に判断して選択と集中を行い、効果的かつ効率的に対策を実施」することを掲げています。

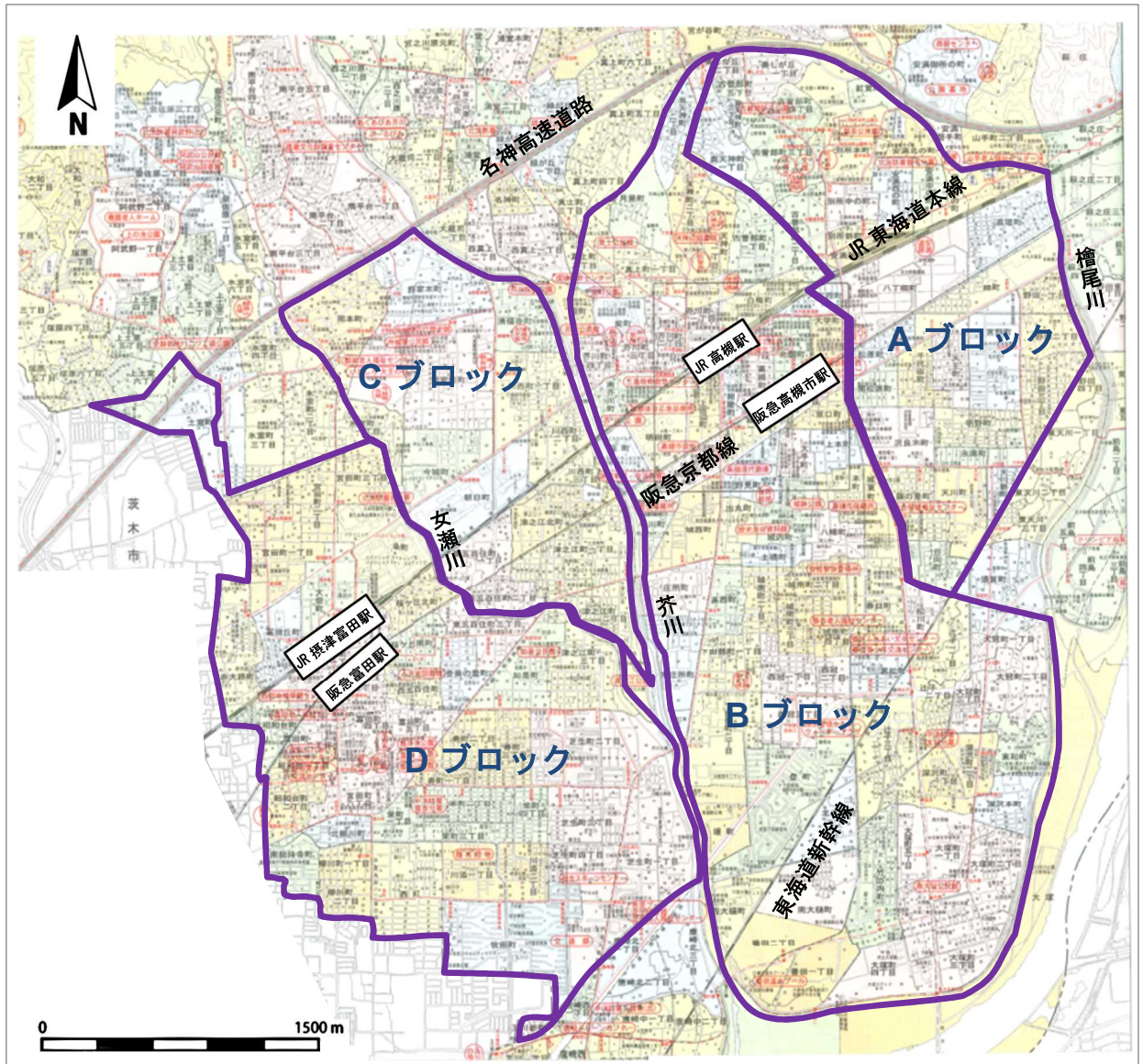
そこで、アクションプランでは、この方針に基づき、浸水多発地区を中心に「重点地区」を定めました。重点地区では、下水道の計画降雨を超える雨への対策として、雨水貯留施設整備基準に基づき、雨水貯留施設の整備を重点的に実施するとともに、市内全域で行う下水道の雨水流出抑制施設^③の整備やソフト対策等と合わせて、浸水被害の軽減を図ります。

▼ 重点地区



具体的な取組については、重点地区を4つのブロックに分け、ブロック毎に雨水貯留施設を整備するとともに、公共施設における雨水流出抑制施設の整備を行い、ソフト対策等と合わせて、浸水被害の軽減を図ります。

▼ 重点地区（ブロック別）



2-4 雨水貯留施設・雨水流出抑制施設の整備

重点地区において、下水道の計画降雨を超える豪雨時の対策として必要な雨水貯留施設等の整備規模をシミュレーション^⑨によって算出しました。その結果、必要な雨水の貯留量は319,000m³となり、事業期間は20年程度かかる見込みです。雨水貯留施設等を整備することにより、既往最大降雨時に、緊急交通路における都市機能の確保（浸水深が20cm未満）、一般市街地の家屋の床上浸水の解消（浸水深が45cm未満）を目指すとともに、更なる浸水被害軽減のため、雨水流出抑制に取り組みます。

なお、下水道の整備や、雨水流出抑制、保水機能の保全等の進捗状況によって、整備規模については適宜見直しを行っていきます。

▼ 重点地区における雨水貯留施設・雨水流出抑制施設の整備規模

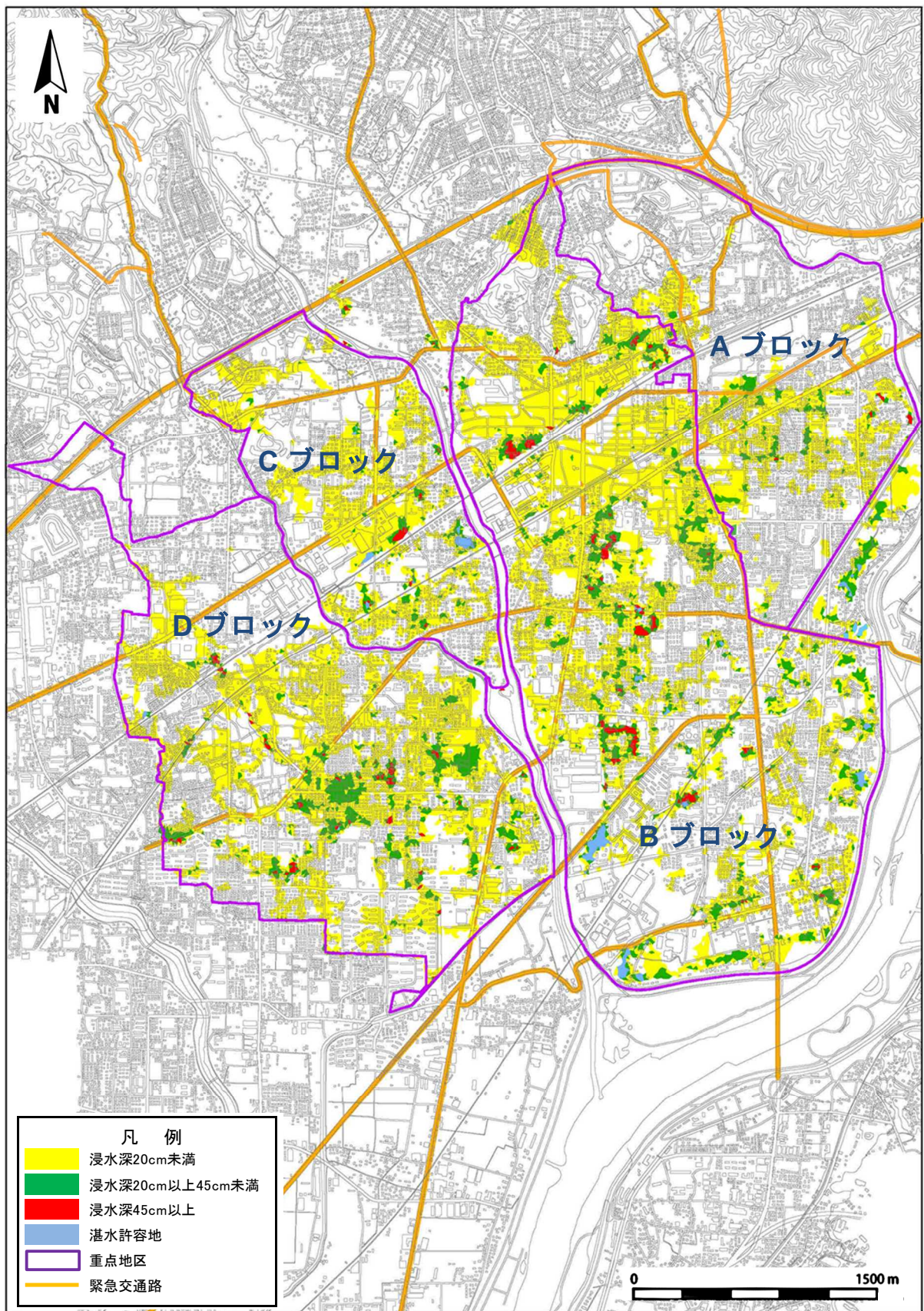
(単位：m³)

| 重点地区 | 雨水貯留施設 | 雨水流出抑制施設 |
|-------|---------|----------|
| Aブロック | 20,000 | 9,000 |
| Bブロック | 160,000 | 90,000 |
| Cブロック | 17,000 | 21,000 |
| Dブロック | 122,000 | 35,000 |
| 合計 | 319,000 | 155,000 |

▼ 雨水貯留施設・雨水流出抑制施設整備計画

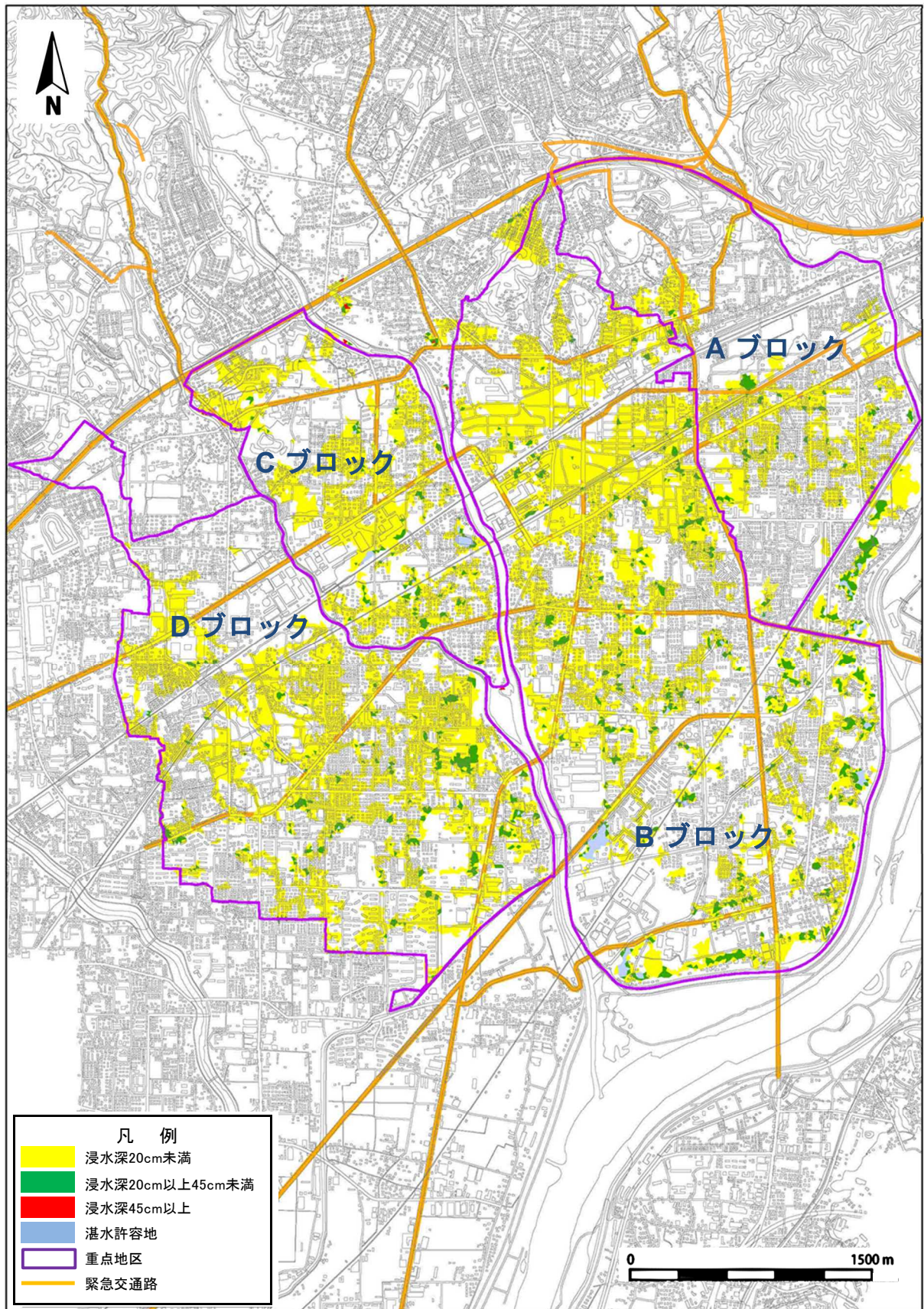
| 重点地区 | | 施設名 | H27 | R2 | R7 | R12~R16 |
|-----------|----------|------------------------------|-------|-------|-------|---------|
| A ブロック | 雨水貯留施設 | 安満遺跡公園 | 実施済 | 完了 | | |
| | 雨水流出抑制施設 | その他公共施設 | 検討・実施 | | | |
| B ブロック | 雨水貯留施設 | 高槻城公園 JR高槻駅北 その他公共施設 | 実施済 | 実施 | 検討・実施 | |
| | 雨水流出抑制施設 | 桜台・芥川小学校 高槻城公園 その他公共施設 | 実施済 | 実施 | 検討・実施 | |
| C ブロック | 雨水貯留施設 | その他公共施設 | 検討・実施 | | | |
| | 雨水流出抑制施設 | 津之江小学校 その他公共施設 | 実施済 | 検討・実施 | | |
| D ブロック | 雨水貯留施設 | その他公共施設 | 検討・実施 | | | |
| | 雨水流出抑制施設 | その他公共施設 | 検討・実施 | | | |

▼ 【対策前】重点地区におけるシミュレーション結果（既往最大降雨 110mm/h）



[平成 24 年 降雨]

▼ 【対策後】重点地区におけるシミュレーション結果（既往最大降雨 110mm/h）



3 構成

基本方針で定めた3つの方針に基づき、取組を進めていきます。市が行うハード対策に加え、市民や事業者のみなさんの自助・共助の取組の支援をはじめとするソフト対策についても充実を図ります。

| 総合雨水対策基本方針 | | アクションプラン取組 | 自助・共助の取組 |
|---------------------|-----------------------|---|----------|
| 1 雨水対策施設の整備 | 1-1 計画降雨に基づく雨水排水施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●計画降雨に基づく下水道の雨水排水施設の整備促進 ●地形特性などによる局所的な浸水対策 ●河川や水路等の維持管理 | |
| | 1-2 計画降雨を超える豪雨時の浸水軽減 | <ul style="list-style-type: none"> ●雨水貯留施設の整備 ●透水性舗装^⑩や浸透ます^⑪などの普及促進 ●公共施設への雨水流出抑制施設の整備促進 ●農業用施設の活用 | ○ |
| 2 雨水流出抑制・保水機能の保全 | 2-1 開発時における雨水流出抑制 | ●民間施設での保水機能の保全及び雨水流出抑制施設の設置促進に向けた検討 | ○ |
| | 2-2 農地・森林の保全 | ●農地・森林等の整備・保全 | ○ |
| | 2-3 雨水利用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●大規模施設における雨水利用施設の設置促進 ●雨水タンク等の設置促進 | ○ |
| 3 水害に対する備え | 3-1 浸水に強い家づくり | <ul style="list-style-type: none"> ●家屋の耐水化の推進 ●地下・半地下建物における対策の周知・啓発 ●側溝・水路などの清掃 | ○ |
| | 3-2 情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●水害に対する危機意識の醸成 ●ハザードマップの作成や雨量・河川水位等の情報提供充実 | ○ |
| | 3-3 地域の防災力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域における防災体制づくり ●災害時要援護者^⑫の避難誘導體制の整備 | ○ |

第2章 具体的な取組

具体的な取組は、計画期間 20 年間のうち令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を中心に記載しており、進捗状況や社会状況の変化を踏まえ概ね 5 年毎に見直しを行います。

1 雨水排水施設の整備

雨水対策として、これまでの下水道を中心とした雨水排水施設整備に加え、計画降雨（10 年確率降雨 48mm/h）を超える降雨時のピーク流出量を抑える対策として、大型の雨水貯留施設の設置などを行います。

▼雨水貯留・浸透施設のイメージ



出典：国土交通省「下水道総合浸水対策計画策定マニュアル（案）概要版」

1-1 計画降雨に基づく雨水排水施設の整備

雨水排水の基本となる下水道の雨水整備について、引き続き取り組んでいきます。また、くぼ地など地形特性等により浸水が多発する地域については、局所的な対策を併せて実施していきます。

1-1 目標

- ◇ 下水道の計画降雨に基づく雨水排水施設の整備に取り組みます。
- ◇ 関係機関と連携し、河川や水路等の施設の適切な維持管理を実施し、能力確保を図ります。
- ◇ 地形特性等による局所的な浸水被害の解消を図ります。

▼1-1 計画降雨に基づく雨水排水施設の整備の取組

| 取組 | 事業 | ～R1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ～ 16 | 所管課 |
|--------------------------|--|---------------------------------------|------------------------------|---|---|---|---|------|---------------------------|
| ●計画降雨に基づく下水道の雨水排水施設の整備促進 | ・下水道区域における、計画降雨（10年確率降雨48mm/h）に基づく雨水幹線等の整備促進 | [Progress bar from R1 to R6] | | | | | | | 下水河川企画課 下水河川事業課 |
| | ・市が管理する下水道施設の適切な維持管理* | [Progress bar from R1 to R6] | | | | | | | 下水河川事業課 |
| ●地形特性などによる局所的な浸水対策 | ・局所的な浸水被害の解消 | [Progress bar from R1 to R6] | | | | | | | 道路課 下水河川企画課 下水河川事業課 |
| | ●河川や水路等の維持管理 | ・市が管理する準用河川 [®] ・水路等の適切な維持管理 | [Progress bar from R1 to R6] | | | | | | |
| | ・国・府管理河川の整備促進の働きかけ | [Progress bar from R1 to R6] | | | | | | | 下水河川企画課 |
| | ・市が管理する道路排水の適切な維持管理 | [Progress bar from R1 to R6] | | | | | | | 道路課 |
| ●農業用施設の活用 | ・市が管理する農業用排水機場の適切な維持管理 | [Progress bar from R1 to R6] | | | | | | | 下水河川事業課 |

※適切な維持管理には、日常の維持管理の他、老朽化対策等も含まれます。

▼日野川雨水ポンプ場



▼雨水幹線（高槻南六号雨水幹線）の整備

整備前



整備後



1-2 計画降雨を超える豪雨時の浸水軽減

市街地を中心とした計画降雨を超える降雨時のピーク流出量を抑える対策として、雨水貯留浸透施設の整備等について検討します。公共施設への設置や、透水性舗装の導入など市全体で取り組んでいきます。

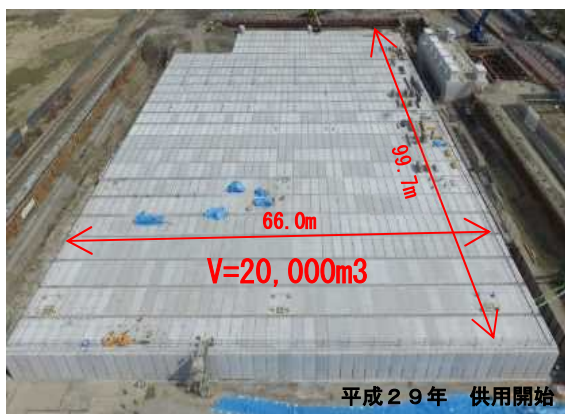
1-2 目標

◇ 重点地区において、計画的に雨水貯留施設や雨水流出抑制施設の整備を図ります。

▼1-2 計画降雨を超える豪雨時の浸水軽減の取組

| 取組 | 事業 | ~R1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ~ 16 | 所管課 |
|----------------------|---|-----|---|----|---|---|---|------|--------------------|
| ●雨水貯留施設の整備 | ・公共施設用地を活用した雨水貯留施設の整備検討 | → | | | | | | | 下水河川企画課 下水河川事業課 |
| | ・安満遺跡公園内雨水貯留施設の整備 | → | | 完了 | | | | | 下水河川企画課 下水河川事業課 |
| | ・高槻城公園内雨水貯留施設の整備 | → | | 完了 | | | | | |
| | ・JR 高槻駅北雨水貯留施設の整備 | → | | | | | | | |
| ●透水性舗装や浸透ますなどの普及促進 | ・下水道施設での浸透ますの導入検討 | → | | | | | | | 下水河川事業課 |
| | ・公共施設での浸透ますの導入検討 | → | | | | | | | 施設所管課 (建築課) |
| | ・透水性舗装の導入検討 | → | | | | | | | 道路課 |
| ●公共施設への雨水流出抑制施設の整備促進 | ・市管理施設の雨水流出抑制施設等の整備基準の策定 | → | | 完了 | | | | | 下水河川企画課 |
| | ・重点地区における公共施設雨水流出抑制モデル事業の実施 | → | | 完了 | | | | | 下水河川企画課 下水河川事業課 |
| | ・重点地区内の小学校・中学校における雨水流出抑制施設の設置 | → | | | | | | | 学校安全課 下水河川企画課 |
| | ・公園等の新設・改修に合わせた雨水流出抑制施設の設置検討 | → | | | | | | | 公園課 |
| | ・公共施設（建築物）の新設・改修に合わせた雨水流出抑制施設の設置検討 | → | | | | | | | 施設所管課 (建築課) |
| | ・高槻城公園内の雨水流出抑制施設の整備 | | | | → | | | | 歴史にぎわい推進課 |
| | ・国・府など公共公益機関の管理施設における、雨水流出抑制施設の設置要請 | → | | | | | | | 下水河川企画課 |
| ●農業用施設の活用 | ・市が管理する農業用排水機場の適切な維持管理 | → | | | | | | | 下水河川事業課 |
| | ・農業者団体が管理する農業用水路の管理操作マニュアル策定と適切な維持管理への支援 | → | | | | | | | 下水河川事業課 |
| | ・個人または農業者団体が管理する水防ため池 ^④ などの適切な維持管理への支援 | → | | | | | | | 下水河川企画課 下水河川事業課 |

▼雨水貯留施設



安満遺跡公園内雨水貯留施設

▼雨水流出抑制施設



芥川小学校 雨水流出抑制施設

2 雨水流出抑制・保水機能の保全

雨水の流出抑制を行うには、行政だけでなく市民・事業者のみなさんとの連携・協力が必要です。そこで、市民・事業者のみなさんに自ら取り組んでいただく自助・共助の取組や、それを支援する取組についても強化を図ります。

2-1 開発時における雨水流出抑制

雨水の流出抑制を行うには、開発時に、その土地の浸透力・保水力を維持することが重要です。現在も事業者に対し、「開発事業の手續等に関する条例」によって雨水を有効に排出できる排水施設の設置を義務付けていますが、雨水流出抑制施設の設置など更なる対策についても検討を行います。

2-1 目標

◇ 開発時における保水機能の保全及び雨水流出抑制施設の整備促進を図ります。

▼2-1 開発時における雨水流出抑制の取組

| 取組 | 事業 | ～R12 3 4 5 6 ～ 16 | 所管課 |
|-------------------------------------|----------------------------|-------------------|---------|
| ●民間施設での保水機能の保全及び雨水流出抑制施設の設置促進に向けた検討 | ・開発時における保水機能の保全の義務化及び支援の検討 | → | 下水河川企画課 |
| | ・民間施設での雨水流出抑制施設の普及PR | → | 下水河川企画課 |

2-2 農地・森林の保全

農地や森林等は浸透力・保水力が高く、その保全を行うことが雨水の流出抑制につながります。そのため、雨水対策の観点からもその保全を図るよう働きかける必要があります。

2-2 目標

◇ 農地や森林等の保全と、屋上緑化等の推進を図ります。

▼2-2 農地・森林の保全の取組

| 取組 | 事業 | ~R1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ~ 16 | 所管課 |
|---------------|-------------------------------|-----|---|---|---|---|---|------|----------------|
| ●農地・森林等の整備・保全 | ・農地・森林等の保全 | ▶ | | | | | | | 農林緑政課 |
| | ・市街地における緑地の保全 | ▶ | | | | | | | 農林緑政課 |
| | ・屋上緑化導入の促進 | ▶ | | | | | | | 農林緑政課 |
| | ・公共施設（建築物）の新設・改修時における、屋上緑化の検討 | ▶ | | | | | | | 施設所管課 （建築課） |

2-3 雨水利用の促進

雨水の貯留・浸透を促進することは、浸水など災害の防止だけでなく、環境面でも有効です。雨水の利用の促進に関する法律（平成26年5月1日施行）では、地方公共団体に対し、災害時における身近な水源としての雨水の有効性を含め、雨水利用推進に関する普及啓発等に努めるよう定めています。雨水管理の一環として、まちづくりと連携して雨水の貯留・利用等を積極的に推進することにより、豪雨だけでなく渇水にも耐える安全・安心のまちづくりの推進を図ります。

2-3 目標

◇ 雨水タンクなどの雨水利用施設の設置促進を図ります。

▼2-3 雨水利用の促進の取組

| 取組 | 事業 | ~R1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ~ 16 | 所管課 |
|-----------------------|-------------------------------------|-----|---|---|---|---|---|------|------------------|
| ●大規模施設における雨水利用施設の設置促進 | ・既存の大規模施設に対する、改修等にあわせた雨水利用施設の設置協力要請 | ▶ | | | | | | | 環境政策課 下水河川企画課 |
| | ・小学校・中学校の改修等にあわせた雨水利用施設の設置検討 | ▶ | | | | | | | 学校安全課 |
| ●雨水タンクの設置促進 | ・雨水タンクに関する助成及びPRによる設置促進 | ▶ | | | | | | | 環境政策課 |

▼雨水タンク設置例

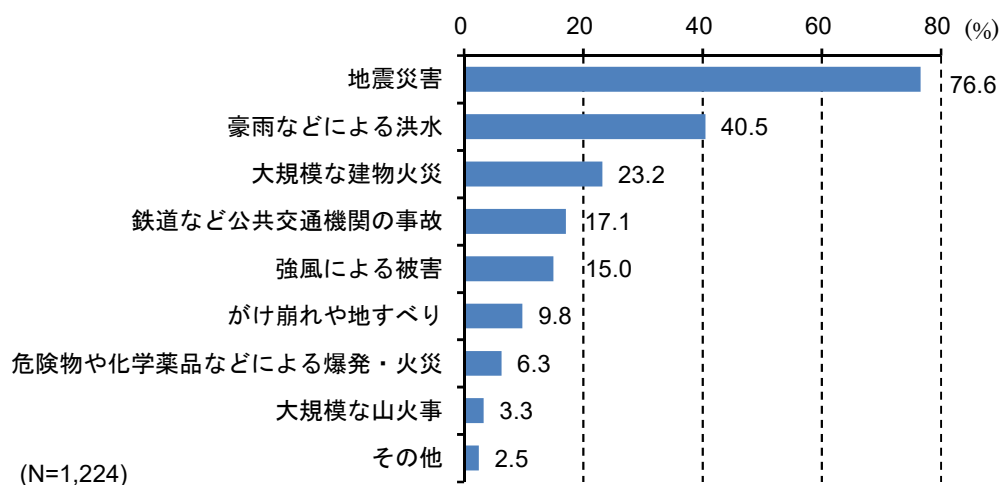


3 水害に対する備え

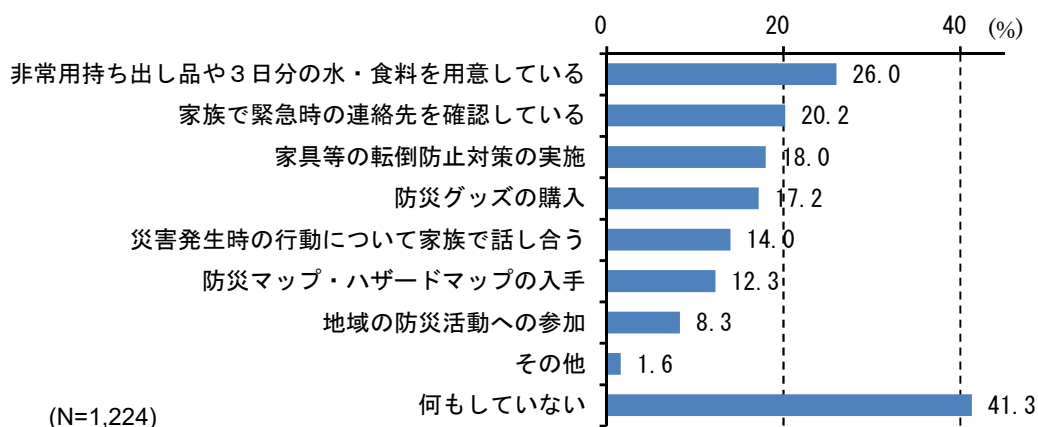
近年、大型台風による雨や集中豪雨多発などにより、内水氾濫の発生リスクが高まっていることから、平成 25 年度に行った市民意識調査でも、「特に不安に思う災害」として、「豪雨などによる洪水」が 40.5%と、「地震災害」の 76.6%に次いで 2 番目に多くなっています。

一方で、「家でおこなっている防災対策」について尋ねたところ、41.3%の人が「何もしていない」と答えています。ゲリラ豪雨等では雨が降り始めてから浸水が起こるまでの時間が短く、行政の対応が間に合わないこともあることから、自助・共助による取組が被害の軽減には欠かせません。災害から生命・財産を守るためには、市民一人一人が普段から危機意識を持ち、備えを怠らないことが重要となります。市は、災害に対する意識を高めるため、情報提供の充実や啓発講座の実施、地域での自助・共助の取組の支援の充実を図ります。

▼特に不安に思う災害 [平成 25 年度高槻市民意識調査 (WEB)]



▼家でおこなっている防災対策 [平成 25 年度高槻市民意識調査 (WEB)]



3-1 浸水に強い家づくり

家を建てる際、あらかじめ浸水が発生した場合を想定して基礎を高くするなどの対策を行っておくことが被害の軽減につながります。また、地下施設を設置する場合は、止水板^⑤や排水ポンプの設置など、あらかじめ対策を講じておくことが大切です。これらについて、周知・啓発を行います。

3-1 目標

- ◇ 家屋等の耐水化[※]の推進を図ります。
- ◇ 自助・共助の取組として、周辺の土地も含めた側溝や水路の清掃の普及促進を図ります。

※ 家屋等の耐水化とは、敷地に盛り土をして地面を上げたり、止水板を設置するなど浸水防止対策をあらかじめ講じておくことです。

▼3-1 浸水に強い家づくりの取組

| 取組 | 事業 | ~R1 2 3 4 5 6 ~ 16 | 所管課 |
|-----------------------|---|--------------------|---------------------------|
| ●家屋の耐水化の推進 | ・家屋の耐水化に関する啓発 | → | 審査指導課 下水河川企画課 |
| | ・止水板・排水ポンプなどの設置促進及び支援の検討 | → | 審査指導課 下水河川企画課 |
| ●地下・半地下建物における対策の周知・啓発 | ・地下・半地下の浸水対策の周知 | → | 審査指導課 下水河川企画課 |
| ●側溝・水路などの清掃 | ・市民・事業者への敷地内の側溝・雨水樹の適切な維持管理、及び地域の道路側溝・水路等の清掃協力のPR | → | 道路課 下水河川企画課 下水河川事業課 |

3-2 情報提供の充実

水害に備えるためには、どの程度の浸水が予想されるかなどの情報が必要です。ハザードマップ[®]などにより市民のみなさんや学校関係者等へ浸水リスクの周知を図るほか、降雨時には雨量・河川の水位情報などを適切かつ速やかに知らせられるよう情報提供の充実を図ります。

3-2 目標

- ◇ 自助・共助の取組を支援する職員出前講座等を積極的に実施します。
- ◇ 情報提供の更なる充実を図ります。

▼3-2 情報提供の充実の取組

| 取組 | 事業 | ~R1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ~ R16 | 所管課 |
|---------------------------|--|-----|---|---|---|---|---|-------|------------------|
| ●水害に対する危機意識の醸成 | ・ハザードマップなどを活用した職員出前講座の実施 | ▶ | | | | | | | 危機管理室 下水河川企画課 |
| | ・小・中学校での防災教育の充実 | ▶ | | | | | | | 学校安全課 |
| | ・広報やホームページなどを活用した情報提供の充実 | ▶ | | | | | | | 危機管理室 下水河川企画課 |
| ●ハザードマップの活用や雨量・河川水位等の情報提供 | ・ハザードマップの改訂（想定最大規模降雨 [®] ・外水） | ▶ | | | | | | | 下水河川企画課 |
| | ・ハザードマップの市民・事業者等への周知 | ▶ | | | | | | | 下水河川企画課 |
| | ・雨量・河川水位情報サイト等の市民への周知及び情報提供 | ▶ | | | | | | | 危機管理室 下水河川企画課 |

3-3 地域の防災力の向上

集中豪雨ではわずかな時間で浸水が発生するため、被害を最小限に抑えるには、止水板や土のうで浸水を防ぐなど、自ら速やかに行動することが重要です。

市民・事業者・行政が、水害に対する危機意識を共有し、連携して対策の強化を図る必要があります。そのために、防災体制づくりなどの自助・共助の取組を支援し、地域の防災力の向上を図ります。

3-3 目標

- ◇ 自助・共助の取組である地域における防災体制づくりの積極的な支援を行います。
- ◇ 災害時要援護者の避難誘導體制の整備を図ります。

▼3-3 地域の防災力の向上の取組

| 取組 | 事業 | ~R1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ~ 16 | 所管課 | |
|--------------------|---|-----|---|----|---|---|---|------|-----|---|
| ●地域における防災体制づくり | ・都市計画マスタープラン等の策定・改定時に浸水被害を軽減するまちづくりの方針の検討 | ▶ | | 完了 | | | | | | 都市づくり推進課 |
| | ・水害リスクを踏まえた居住誘導区域の見直しや防災指針の策定及び立地誘導 | | | ▶ | | | | | | 都市づくり推進課 |
| | ・災害時における市民等への情報伝達手法の充実 | ▶ | | | | | | | | 危機管理室 コミュニティ推進室 |
| | ・防災訓練など地域の防災体制作りへの支援 | ▶ | | | | | | | | 危機管理室 コミュニティ推進室 下水河川企画課 |
| | ・自主防災組織等の防災資機材の拡充支援 | ▶ | | | | | | | | 危機管理室 コミュニティ推進室 |
| | ・土のうステーションの活用促進 | ▶ | | | | | | | | 危機管理室 下水河川企画課 下水河川事業課 |
| | ・土のうなど水防資機材のより効果的な配備について検討 | ▶ | | 完了 | | | | | | 下水河川企画課 下水河川事業課 |
| | ・河川管理者や淀川右岸水防事務組合等関係機関との連携体制の強化 | ▶ | | | | | | | | 危機管理室 下水河川企画課 |
| | ・企業との「災害時応援協定」締結の促進と連携体制の強化 | ▶ | | | | | | | | 危機管理室 下水河川企画課 下水河川事業課 |
| ●災害時要援護者の避難誘導體制の整備 | ・災害時要援護者の避難に関する通信連絡体制の強化 | ▶ | | | | | | | | 危機管理室 福祉政策課 福祉指導課 |
| | ・災害時要援護者の避難誘導體制の検討 | ▶ | | | | | | | | 危機管理室 福祉政策課 |
| | ・要配慮者利用施設の避難体制の整備 | | | ▶ | | | | | | 危機管理室 福祉指導課 長寿介護課 健康医療政策課 保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 保育幼稚園指導課 子育て総合支援センター |
| | ・要配慮者利用施設に対する災害時の防災情報の提供 | | | ▶ | | | | | | 福祉指導課 長寿介護課 健康医療政策課 保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 保育幼稚園指導課 子育て総合支援センター |

1 実施主体

アクションプランは、市が行う取組を記載しており、所管課がそれぞれ主体的に事業を実施していきます。しかし、自助・共助を支援する取組については、市民・事業者のみなさんの行動も重要になってきます。基本方針の理念にあるように、市民・事業者・行政が良好なパートナーシップのもと、自助・共助・公助[®]の視点を持って取組を推進していくことが重要です。

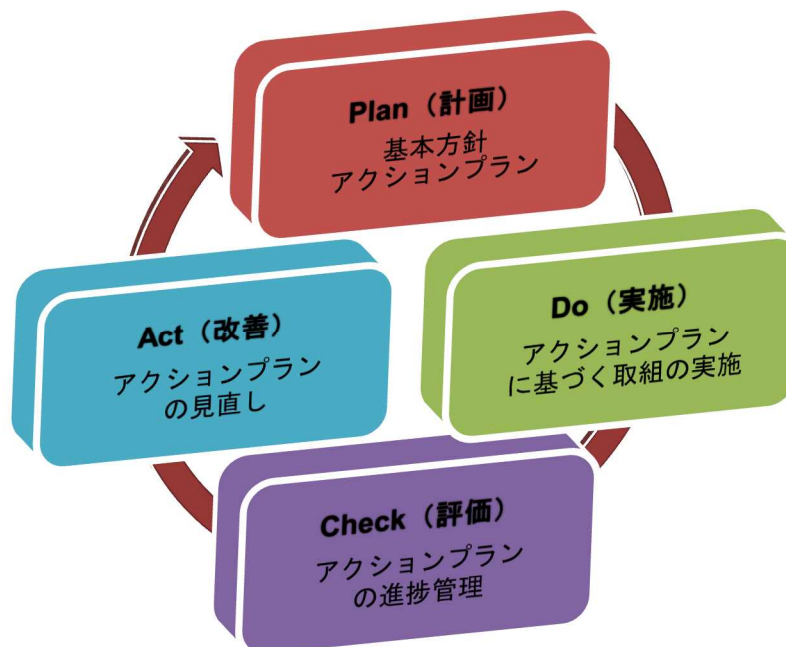
2 進捗管理

アクションプランを着実に実行していくためには、それぞれの取組の進捗状況をチェックし、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

PDCA サイクルに基づいて進捗管理を行い、アクションプランを推進する上での課題やより効果的な事業の実施について調査・検討を行います。そして、その結果を概ね5年毎に行なう見直し時に反映することで、総合雨水対策の更なる推進を図ります。

また、進捗状況については、市のホームページなどで公表していきます。

▼総合雨水対策のPDCAサイクル



① 内水氾濫（ないすいはんらん）

河川の水を「外水」、堤防で守られた内側の土地（人がすんでいる場所）にある水を「内水」と呼ぶことから、河川が溢れて起こる浸水を「外水氾濫」、豪雨や台風等で降った雨を下水道や水路で排水しきれないために起こる浸水を「内水氾濫」といいます。

② ハード対策（はーどたいさく）

アクションプランでは、施設等を整備して行う対策をいいます。行政が行う水路やポンプ場、雨水貯留施設等の整備や、地下室がある民間ビルの排水ポンプの設置等があります。

③ ソフト対策（そふとたいさく）

アクションプランでは、情報収集・提供や避難活動などによる浸水対策をいいます。ハザードマップの作成等の公助と、地域の防災体制作りなどの自助・共助による対策があります。

④ 自助・共助（じじょ・きょうじょ）

アクションプランでは、市民や事業者のみなさんが自ら浸水被害を軽減するために行う活動をいいます。地下施設での排水ポンプの設置等のハード対策、避難活動等のソフト対策が含まれます。また、これらの活動を、地域等で協力して行うことを共助といいます。

⑤ 雨水貯留施設（うすいちよりゅうしせつ）

アクションプランでは、計画降雨を越える豪雨時の最大雨量を一時的に貯め（ピークカット）、晴天時に排水することで流出を抑制する施設をいい、浸水被害の軽減に大きな効果を発揮します。

⑥ 緊急交通路（きんきゅうこうつうろ）

緊急交通路には、大阪府が選定する広域緊急交通路と高槻市が選定する地域緊急交通路があります。どちらも大規模な災害が発生した際には、被災者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、警察）及びこの活動を支援する車両のみ通行可能となります。

市内では、広域緊急交通路として、名神高速道路・新名神高速道路・国道 171 号・国道 170 号・主要地方道大阪高槻京都線（新）、主要地方道伏見柳谷高槻線が、地域緊急交通路としては、市役所や、防災関連主要施設、医療施設等を結ぶ 25 路線が選定されています。

⑦ 浸水リスク（しんすいりすく）

アクションプランでは、内水氾濫による浸水が発生する確率や程度の大きさのことをいいます。

⑧ 雨水流出抑制施設（うすいりゅうしゅつよくせいしせつ）

アクションプランでは、雨水を一時的に貯留したり、地中に浸透させる機能を有する施設をいいます。都市化によって低下した雨水貯留浸透機能などを回復させる効果があります。

⑨ シミュレーション（しみゅれーしょん）

アクションプランでは、対象となる地域の下水管や水路、地盤の高さなどの特性を反映させて、雨水流出や氾濫現象を解析することをいいます。

⑩ 透水性舗装（とうすいせいほそう）

一般的な舗装は、雨水を道路表面から側溝や水路に流すことに対して、透水性舗装は多孔質な構造により雨水の一部を地中に浸透させることができる舗装です。

⑪ 浸透ます（しんとうます）

雨水ますの底部や側面を開口または多孔にして水を通りやすくし、その周囲に砂利や碎石を敷き並べ、雨水を土中に浸透させるものをいいます。

⑫ 災害時要援護者（さいがいじょうえんごしゃ）

災害対策基本法における「避難行動要支援者」と同義です。

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

⑬ 準用河川（じゅんようかせん）

一級河川・二級河川以外の河川で、市町村が指定し管理するものです。高槻市では、新川、東山川（上流）、西山川（上流）、土室川、氷室川の5本が指定されています。河川法の規定の一部が準用されます。

⑭ 水防ため池（すいぼうためいけ）

ため池のうち、堤防が決壊すれば人家や公共施設等に被害を及ぼす可能性があり、大阪府が水防上重要であるとして大阪府水防計画で指定するため池をいいます。

⑮ 止水板（しすいばん）

豪雨や洪水時に、地下施設や建物の入り口に、雨水の侵入を防ぐため設置する板状のものを言います。

⑯ ハザードマップ（はざーどまっぷ）

災害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難場所などの情報が既存の地図上に図示されています。アクションプランでは、浸水被害に関するハザードマップを想定しています。

⑰ 想定最大規模降雨（そうていさいだいきぼこうう）

想定し得うる最大規模の降雨であって、国土交通大臣が定める基準に該当する降雨のこと。各河川において、1年の間に発生する確率が1/1000(0.1%)程度の降雨となるよう設定されています。

⑱ 公助（こうじょ）

アクションプランでは、行政による浸水対策をいい、高槻市だけでなく他の行政機関との連携により行うハード対策およびソフト対策が含まれます。